

## 福祉サービス提供組織における寄附に関する倫理規程モデル

### 【前文の例】

本規程は、〇〇法人〇〇会（以下「本法人」という。）は、本法人の提供する福祉サービスの現在及び将来の利用者、成年後見制度等の支援を受けている受益者及びこれらの近親者（以下「利用者等」という。）から寄附を受けるにあたり、本法人の役職員が遵守すべき倫理的事項を定め、もって利用者等の権利の擁護と福祉サービスの適切な提供を図ることを目的とする。

1. 寄附者の自己決定権を尊重し、寄附に際して、寄附者の意思決定に不当な影響を及ぼす言動を行わない。

＜福祉サービス提供組織における例＞

- ① 利用者等から生前の寄附や遺贈（以下「寄附等」という。）の申し出があった場合、寄附等を行うことにより利用者等が他者よりも優遇され、または寄附等をしないことにより不利益を受けるかのように誤信させないように最大限配慮し、寄附の有無や寄附金の多寡等によって不合理な差異を設けることを厳に慎む。
- ② 利用者等から寄附等の相談があった場合、寄附の相手方を複数団体の中から自身の意思で選ぶことができるように、自己決定権に配慮した正確な情報提供または意思決定支援を行うように努める。
- ③ 利用者等から寄附等の勧誘を希望しないとの意思表示があったときは、本人の意思に反しないように留意する。なお、この場合においても、利用者等に配布する広報物等に寄附等についての一般的な記載がなされていることは差し支えないものとする。
- ④ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が制限されているおそれのある利用者等から寄附等の申し出を受けたときは、利害関係者や専門家である第三者の見解を聞くなどして、寄附等を受けることの是非について、組織として適切に判断する。なお、当該利用者等が、判断能力が低下する以前から寄附等を希望していたことが、本人の作成した書面や発言の記録などから明らかであるときは、かかる事情も踏まえて、寄附等の受領の是非を慎重に判断する。
- ⑤ 近親者その他寄附者以外の者の寄附等に対する賛否の意見は慎重に取り扱い、寄附者の自己決定権に対する不当な影響を及ぼすことがないよう留意すると同時に、寄附者の社会資源確保の観点から、寄附等が寄附者と当該近親者との間で生じさせる軋轢その他人間関係に与える影響についても考慮する。

2. 寄附者が寄附金や寄附物品（以下「寄附金等」という。）の用途目的をあらかじめ知ることができるよう、事前に情報提供を行う。

＜福祉サービス提供組織における例＞

- ① 寄附金等の管理方法及び用途目的について、法人（団体）としての基本方針を定め、役職員に周知するとともに、組織外部に対しても公表する。
- ② 利用者等に対して、寄附金等の用途目的を、可能な限り書面またはインターネットを用いて、事前に正しく説明する。

- ③ 寄附金等の使途目的や過去の実績について、事実と異なる説明や誇張された説明をしない。
  - ④ 寄附申込書や遺言書に記載された寄附金等の使途目的が、法人（団体）の設立趣旨や活動を逸脱する場合には、寄附金等の受け取りを辞退する。
  - ⑤ 寄附予定者が寄附金等の使途目的として希望している事業に関して、継続性等の大きな変化が出る事が判明した場合には、寄附予定者にすみやかに情報提供する。
3. 寄附者に対して、法人（団体）の組織、事業内容及び財務情報について、適時に適切な情報を提供する。
- ＜福祉サービス提供組織における例＞
- ① 寄附者に対して、事業及び決算報告を適時に行う。なお、報告の内容、手段及び報告期間等については、寄附等の内容、寄附者の希望、法人（団体）の実情等を考慮して、法人（団体）が自らの責任において適宜に判断する。
  - ② 組織内において、寄附の判断に影響を与え得る重大な不正行為等の不祥事があった場合、寄附者や遺贈の希望者等に対して、事態をすみやかに報告する。
4. 寄附者に対して、寄附金等が実際にどのように活用されたかを適時報告する。
- ＜福祉サービス提供組織における例＞
- ① 寄附者に対して、寄附を受けた事業や分野に関する活動報告を適時に正しく行う。
  - ② 事業の成果が想定していたほどではなかった場合においても、正直に伝える。
5. 寄附者の個人情報適切に取り扱う。
- ＜福祉サービス提供組織における例＞
- ① 寄附者本人や近親者の個人情報の漏えいがないよう適切に管理し、組織として可能な限りの適切な対策を行う。
  - ② 寄附者本人や近親者の個人情報の目的外使用をしない。
  - ③ 寄附者が希望しないときは、近親者に対しても寄附の事実を伝えてはならない。
  - ④ 退職者による個人情報の不正使用を防止するための適切な取り組みを行う。
  - ⑤ 個人情報の流出・不正使用等の事実が発覚したときは、すみやかに本人に報告する。
  - ⑥ 広報物や活動報告書、ホームページなどに寄附者の名前を掲載する際は、事前に本人の同意を得る。遺贈の場合は、事前確認ができる場合は本人、できない場合はご遺族等に確認を取る。
6. 福祉サービスの提供者としての倫理を遵守するマネジメントを行う。
- ＜福祉サービス提供組織における例＞
- ① 職員個人やその関係者が寄附や遺贈を受けることを目的として、利用者等に勧誘その他の不当な働きかけをしてはならない。
  - ② 組織への寄附や遺贈を予定している人と、福祉サービスの契約等を交わし、金銭管理を行うことになった場合、組織内の倫理委員会または外部の専門家のチェックを受けるなど、不正防止のための体制を整備し、適正な金銭管理や支出を行う。
  - ③ 組織への寄附や遺贈を予定している人の後見業務を受任し、金銭管理を行うことになった場合、後見監督またはこれに代わる外部の専門家のチェックを受けるなど、不正防止のための体制を整備し、適正な金銭管理や支出を行う。

- ④ 寄附や遺贈の担当者と福祉サービスや成年後見制度の担当者は、原則として、部署を分けることとする。どうしても兼任せざるを得ない場合は、他部署の職員も決済に関わり、ダブルチェックを行う。
- ⑤ 組織の提供する福祉サービスや成年後見制度等の支援を受けている本人、あるいは支援を受ける予定の人から遺贈の申し出があったケースで、さらに遺言執行者となる依頼があった場合は、外部の専門家の助力を得るなど、不正防止のための体制を整備し、遺言執行業務の適正を図る。
- ⑥ 寄附や遺贈の募集は社会に広く呼びかけ、組織の提供する福祉サービスや成年後見制度等の支援を受けている本人や家族、支援を受ける予定の人だけに偏らないようにする。

<作成>

日本ファンドレイジング協会全国福祉チャプター

福祉サービス提供組織における寄附に関する倫理規定モデル作成委員会

久津摩和弘 一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET 理事長 : 座長

樽本 哲 樽本法律事務所 代表弁護士 : 副座長

栗田 将行 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉課 事業開発係 係長

田邊 寿 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部長

吉武ゆかり 一般社団法人ゆずりは 理事